

## (仮称)長久手町男女共同参画推進条例(案)概要

### ○目的

町の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、町と町民、事業者及び教育関係者と協働して取り組むことにより、町民一人ひとりが自立し、尊重し合い、そして町民が幸せに暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### ○基本理念

- ・ 男女の人権が尊重されること
- ・ 社会制度や慣行について配慮されること
- ・ 方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること
- ・ 家庭生活における活動及び職業生活等社会における活動に対等に参画できるよう配慮されること
- ・ 国際的協調の下に取り組むこと

### ○町、町民、事業者、教育関係者の責務

- ・ 町：男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、総合的に策定・実施します。
- ・ 町民：家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進する。
- ・ 事業者：事業活動において、男女共同参画することができる体制を整備する。
- ・ 教育関係者：教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行う。

### ○禁止行為

- ・ 性別による差別的な取扱い
- ・ ドメスティック・バイオレンス
- ・ セクシュアル・ハラスメント

### ○基本的施策

- ・ 基本計画策定
- ・ 積極的改善措置を講じる
- ・ 実施状況の公表
- ・ 性と生殖に関する健康と権利
- ・ 雇用の分野における男女共同参画の推進
- ・ 家庭生活と職業生活等との両立支援
- ・ 教育及び学習の支援
- ・ 国際的協調

### ○男女共同参画審議会

男女共同参画審議会を設置し、行動計画や男女共同参画を推進の重要事項について調査審議します。苦情の申し出を受け付けます。